

議案第6号

木津川市介護保険条例の一部改正について

木津川市介護保険条例（平成19年木津川市条例第113号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年2月24日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「第8期木津川市介護保険事業計画」により算出した給付見込額に基づき、令和3年度から令和5年度までの介護保険料を定めるため所要の改正を行うものです。

また、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）」の公布により「介護保険法施行令（平成10年政令第412号）」の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

木津川市介護保険条例（平成19年木津川市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「28,700円」を「31,400円」に改め、同項第2号中「41,400円」を「45,300円」に改め、同項第3号中「44,600円」を「48,800円」に改め、同項第4号中「57,300円」を「62,700円」に改め、同項第5号中「63,600円」を「69,600円」に改め、同項第6号中「73,200円」を「80,100円」に改め、同号ア中「35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「とする。以下この項において同じ」を「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ」に改め、同項第7号中「82,700円」を「90,500円」に改め、同項第8号中「98,600円」を「107,900円」に改め、同項第9号中「108,200円」を「118,400円」に改め、同項第10号中「117,700円」を「128,800円」に改め、同項第11号中「127,200円」を「139,200円」に改め、同項第12号中「136,800円」を「149,700円」に改め、同項第13号中「146,300円」を「160,100円」に改め、同項第14号中「149,500円」を「163,600円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「19,100円」を「20,900円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「31,800円」を「34,800円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法

律第33号) 第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号) 第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の木津川市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

参考資料（議案第6号）

木津川市介護保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
第1条～第3条 (略) (保険料率)	第1条～第3条 (略) (保険料率)
第4条 <u>令和3年度から令和5年度まで</u> の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ それぞれ当該各号に定める額とする。	第4条 <u>平成30年度から令和2年度ま</u> での各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 介護保険法施行令（平成10年 政令第412号。以下「令」という。） 第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31, 400円</u>	(1) 介護保険法施行令（平成10年 政令第412号。以下「令」という。） 第39条第1項第1号に掲げる者 <u>28, 700円</u>
(2) 令第39条第1項第2号に掲げ る者 <u>45, 300円</u>	(2) 令第39条第1項第2号に掲げ る者 <u>41, 400円</u>
(3) 令第39条第1項第3号に掲げ る者 <u>48, 800円</u>	(3) 令第39条第1項第3号に掲げ る者 <u>44, 600円</u>
(4) 令第39条第1項第4号に掲げ る者 <u>62, 700円</u>	(4) 令第39条第1項第4号に掲げ る者 <u>57, 300円</u>
(5) 令第39条第1項第5号に掲げ る者 <u>69, 600円</u>	(5) 令第39条第1項第5号に掲げ る者 <u>63, 600円</u>
(6) 次のいずれかに該当する者 <u>8 0, 100円</u> ア 地方税法（昭和25年法律第22 6号）第292条第1項第13号に 規定する合計所得金額（以下「合計 所得金額」という。）（租税特別措	(6) 次のいずれかに該当する者 <u>7 3, 200円</u> ア 地方税法（昭和25年法律第22 6号）第292条第1項第13号に 規定する合計所得金額（以下「合計 所得金額」という。）（租税特別措

置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が125万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(7) 次のいずれかに該当する者 9
0, 500円

ア・イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 1
07, 900円

ア・イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 1
18, 400円

ア・イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 128, 800円

ア・イ (略)

(11) 前各号のいずれにも該当しな

置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が125万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(7) 次のいずれかに該当する者 8
2, 700円

ア・イ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 9
8, 600円

ア・イ (略)

(9) 次のいずれかに該当する者 1
08, 200円

ア・イ (略)

(10) 次のいずれかに該当する者 117, 700円

ア・イ (略)

(11) 前各号のいずれにも該当しな

<p>い者 <u>139, 200円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>149, 700円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>160, 100円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>163, 600円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>金和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20, 900円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>34, 800円</u>とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第5条～第18条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第8条 (略)</p> <p><u>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</u></p> <p>第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年</p>	<p>い者 <u>127, 200円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>136, 800円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>146, 300円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>149, 500円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>金和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19, 100円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>31, 800円</u>とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第5条～第18条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第8条 (略)</p>
---	--

法律第33号) 第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあ

るのは、「令和4年」と読み替えるもの
とする。

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第6号 木津川市介護保険条例の一部改正について	
担 当 課	高齢介護課 介護保険係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>「第8期木津川市介護保険事業計画」により算出した給付見込額に基づき、令和3年度から令和5年度までの介護保険料を定めるため、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）」の公布により「介護保険法施行令（平成10年政令第412号）」の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期介護保険事業計画を策定 ・介護保険事業計画等策定委員会（令和2年度5回開催） ・政策会議（1月27日） 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	2 誰もが生き生きと、生涯元気で暮らせるまちづくり
	政策分野	4 福祉
	施 策	② 高齢者福祉 ウ. 住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制の充実
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	<input type="checkbox"/> 単年度(年度) <input type="checkbox"/> 複数年度(年度)	
将来にわたる効果及び 経費の状況	<p>介護保険料につきましては、3年に1度、介護保険事業計画の見直しにより変更になります。今回の改正につきましては令和3年度から令和5年度の介護保険料を定めるための改正となります。</p> <p>また、課税世帯の保険料算定に係る合計所得金額について、税制改正に伴う不利益が生じないよう、特例を追記するとともに、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特別控除について、所要の改正を行うものです。</p>	